

# 自宅療養者健康サポートマニュアル

# 目次

1	本事業について	1
2	協力医療機関の手続等	5
3	保健所・医療機関の役割	8
4	医療機関の皆さまにお願いしたい業務	11
5	健康観察・健康相談	17
6	症状悪化等の場合の対応について	21
7	入院判断の基準について	24

# 1 本事業について

# 本事業について

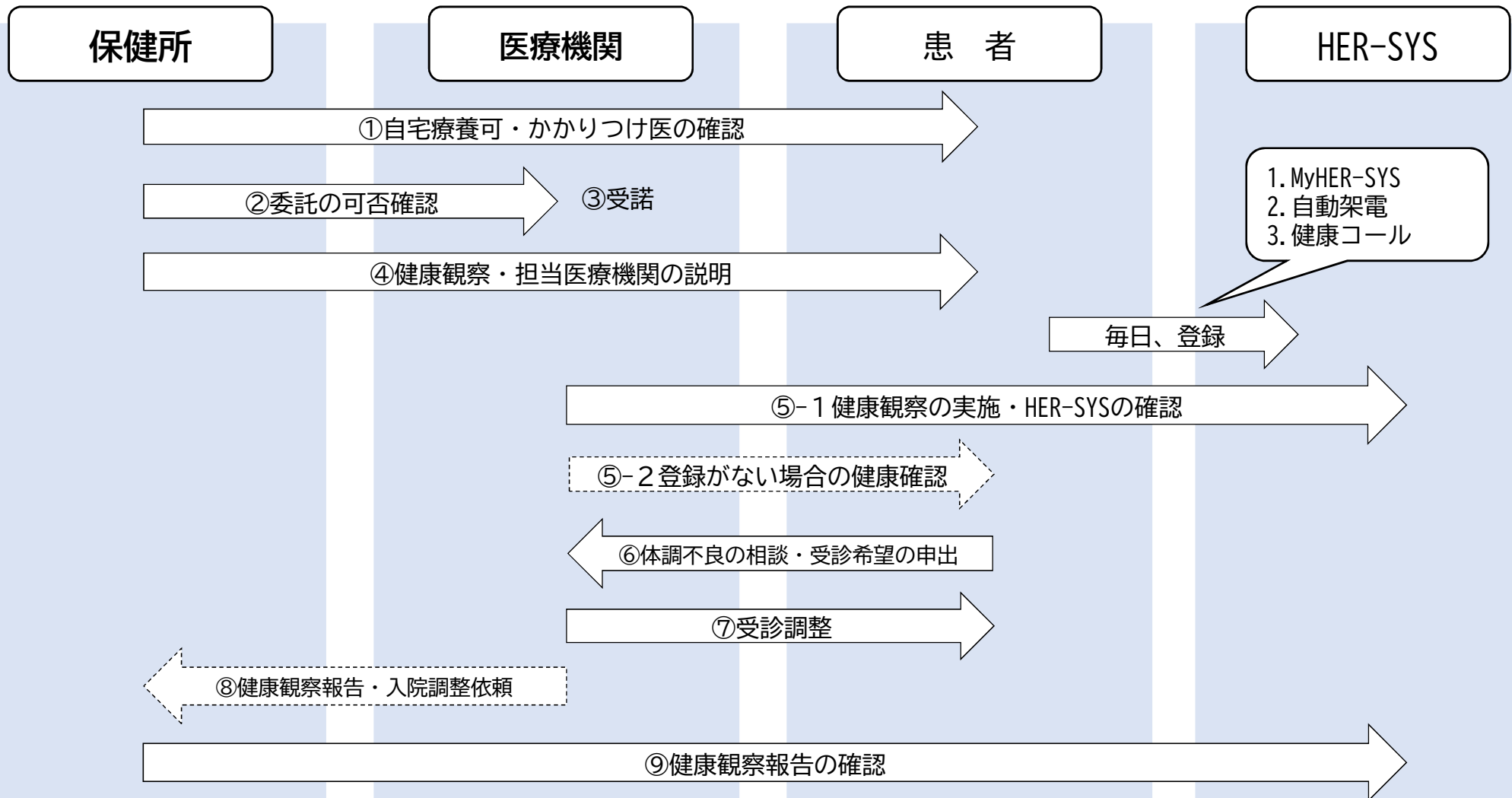
## 1 目的

新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合に、健康観察及び受診等の健康サポートを行うことにより、自宅療養者の療養生活の安全性の向上を図る。

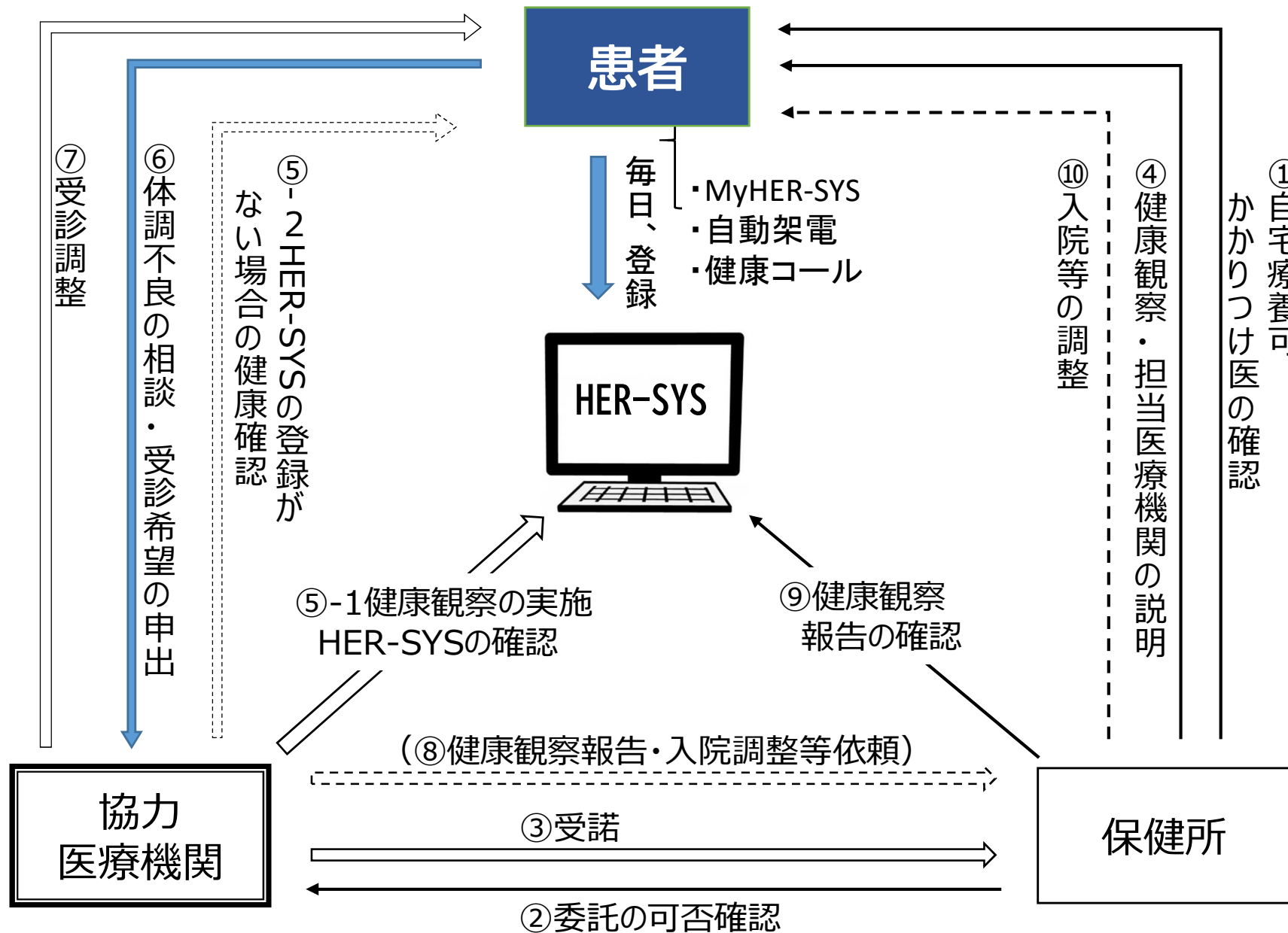
## 2 概要

新型コロナウイルス感染症患者の療養対応については、患者の家庭環境や患者数の増加等状況により、無症状病原体保有者又は軽症者が自宅療養となる場合がある。自宅療養者の健康観察及び療養期間中の体調不良時の受診等の健康サポート体制を整えることにより、自宅療養者の安全性の確保を図る。

# 健康サポートフロー図 ①



# 健康サポートフロー図 ②



## 2 協力医療機関の手続等

# 本事業における委託料

## 委託料の対象

①健康観察・健康相談業務、②受診調整（③診療は、診療報酬となるため対象外）

※金額は、未定です。

1	健康観察等実施料	患者1人	〈平日〉	未定	/1日
			〈休診日〉	未定	/1日
2	準備金	事業開始時1回		未定	円

## 委託料の支払い時期

○月締め翌月支払い

健康観察期間が満了した月の翌月10日までに、実績報告書を提出いただき、まとめてお支払いをする予定です。



## 登録から委託料支払いまでの流れ

委託料	登録	契約等	報告・請求	支払い
1 健康観察等実施料	管轄保健所あて 「登録申請書」を 提出	医療機関と県が 個別契約	〔毎月〕 ・実績報告 健康観察終了月 の翌月10日まで ・請求書 準備金は、初回 月の請求と合 せて請求する。	支払い
2 準備金				

### 3 保健所・医療機関の役割

## 保健所の役割

### ➤ 自宅療養者の決定

新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状病原体保有者又は軽症者について、自宅療養の可否を判断します。

### ➤ 自宅療養者の担当医療機関の決定及び情報管理

自宅療養者について、かかりつけ医の確認を行い、医療機関への委託調整を行います。

担当医療機関の決定後、担当医療機関に対し、速やかに当該患者に係る情報提供を行い、健康観察に係る情報管理を行います。

### ➤ 入院調整等の実施

担当医療機関において、他の医療機関への受診又は入院調整が必要な場合に調整を行います。

### ➤ 担当医療機関のサポート

医療機関へのHER-SYS ID の付与、操作説明等、HER-SYSに係るサポートを行います。

## 担当医療機関の役割

### ➤ 健康観察・健康相談及び受診調整

- ① 毎日1回、HER-SYS又は電話により、自宅療養者の健康観察を行います。  
健康観察の報告は、HER-SYSへの入力により行い、これにより管轄保健所へ報告されたものとみなします。
- ② 患者から受診希望の申出があった場合、又は医師の診察が必要だと判断した場合は、速やかに受診調整を行います。なお、受診調整は、処方薬で改善が見込まれる症状（SpO<sub>2</sub>低下等入院対象や電話のみで処方できない精神症状は対象外）の場合に行うものとしします。
- ③ 受診調整を行う場合は、薬剤の受け取り方法について確認をお願いします。

### ➤ 診療

担当医療機関は、電話、オンライン、外来又は訪問いずれかの方法により診療を行い、必要に応じ薬局への連絡を行ってください。

## 4 医療機関の皆さまにお願いしたい業務

## 医療機関の皆さまにお願いしたい業務①

健康サポート業務は、次に掲げるものとし、受託した医療機関が、全ての業務を行います

### (0) 自宅療養者への連絡

【担当する患者が決定した場合に行っていただきたいこと】

#### ① 医療機関から患者への連絡

担当医療機関の決定後、保健所から自宅療養者に、「医療機関名」「連絡先」をお知らせしますが、担当医療機関からも連絡をお願いします。

#### ② 自宅療養者への確認事項（一部については保健所でも確認します）

- ・ 患者氏名、生年月日（年齢）、連絡先、加入保険など
- ・ 現在の症状
- ・ 健康観察方法（MyHER-SYS、自動架電、健康コール）、健康観察入力の日数（毎朝10時まで）  
※特に、症状の出現、悪化等については、日中、診療時間内に早めに連絡するよう、指導をしてください。また、診療時間外の症状悪化等の場合の連絡先について、ご確認をお願いします。
- ・ 診察が必要となった場合の受診方法
- ・ 薬の処方を行う場合の受取方法

## 医療機関の皆さまにお願いしたい業務 ②

### (1) 健康観察・健康相談

#### ① 健康観察

- ・毎日1回、HER-SYS又は電話により健康状態の確認を行います（健康観察は、原則、自宅療養者がMyHER-SYS、自動架電、健康コールのいずれかの方法によりHER-SYSに登録する）。
- ・観察期間は、療養解除までの間となります。

[項目] ①体温、②酸素飽和度、③表情・顔色、④咳・鼻水、⑤息苦しさ ⑥全身倦怠感、  
⑦嘔気・嘔吐、⑧下痢、⑨意識障害、⑩食事困難、⑪排尿がない、⑫その他症状

#### ※療養解除の基準（詳細は後述）

有症状者 …… 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合  
無症状病原体保有者 …… 検体採取日から10日間経過した場合

#### ② 健康相談

- ・自宅療養者から健康相談があった場合は、適時対応を行います。
- ・休診日、夜間等の急を要する相談の場合、まずは担当医療機関が相談対応を行います。緊急で対応が必要な場合は、担当医療機関から保健所へご連絡をお願いします。その後は、保健所が責任を持って対応します。

## 医療機関の皆さまにお願いしたい業務 ③

### (2) 受診調整

- ・健康観察により診察が必要と判断した場合、又は患者から受診希望の申出があった場合は、受診調整を行います。
- ・ただし、受診調整は、処方薬で改善が見込まれる症状（SpO<sub>2</sub>低下等入院対象や電話のみで処方できない精神症状は対象外）の場合に行うものとしします。

※健康観察等の結果、他の医療機関への受診、入院対応が必要と判断した場合は、保健所へ連絡を行い、保健所が受診、入院等調整を行います。

### (3) 診療

- ・担当医療機関は、電話、オンライン、外来（ドライブスルー可）又は訪問のいずれかの方法により保険診療を行ってください。

※時限的・特例的な対応として、電話・情報通信機器を用いた診療により診断や処方をし初診料214点を算定する場合は、以下の通知をご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

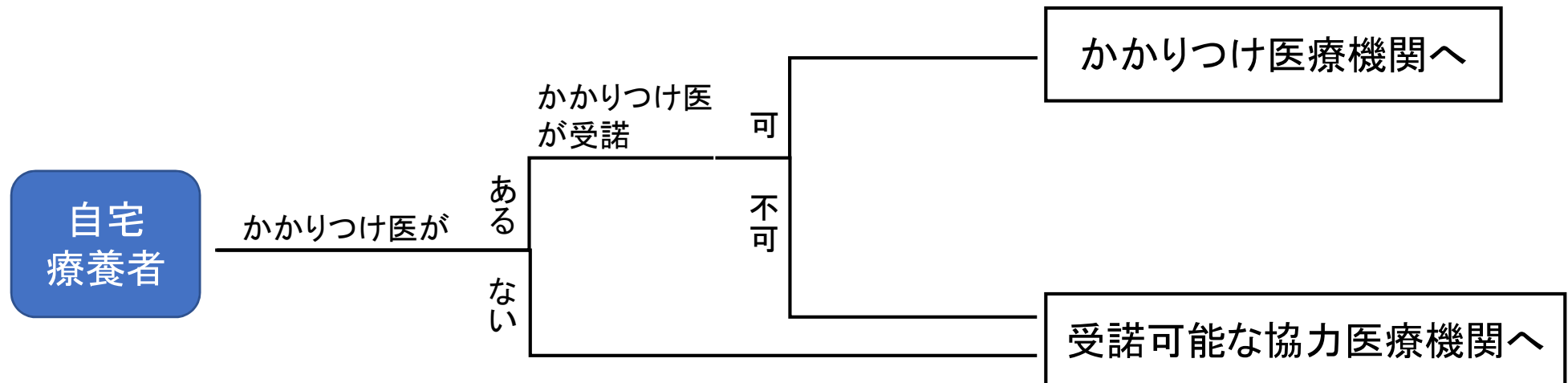


# 担当していただく患者の割振りの考え方

## ○ 基本的な考え方

自宅療養者が地域で安心して療養できるよう、地域の医療機関で健康相談に対応できる体制を整えたいと考えます。

- ① 自宅療養者のかかりつけ医が協力医療機関である場合  
→ かかりつけ医へ受託の可否を確認
- ② 自宅療養者がかかりつけ医を持たない場合、①で受託が不可である場合  
→ 保健所において協力医療機関の中から選定し、委託を打診



## 医療機関に提供する患者情報

### 〔患者情報〕

- ① 患者氏名
- ② 年齢・生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 連絡先（未成年者の場合、保護者等氏名・連絡先）
- ⑥ 身長
- ⑦ 体重
- ⑧ 基礎疾患（服薬中の薬剤名等を含む）
- ⑨ 既往歴
- ⑩ アレルギー（食物、薬剤等）
- ⑪ 喫煙の有無
- ⑫ 症状経過
- ⑬ 職業（勤務先）

※上記の情報の一部については、HER-SYSでの確認が可能です。

## 5 健康観察・健康相談

# 健康観察の進め方 ①

## 1 健康観察の方法

➤ 患者は、①MyHER-SYS、②自動架電、③健康コール、のいずれかの方法により、自ら健康観察を実施し、HER-SYSへの登録を行います（1日1回、午前10時まで）。

### (1) HER-SYSのチェック（又は電話での確認）

- ・患者の健康状況をHER-SYSにより確認します。
- ・入力されていない場合は、患者に連絡し、入力を促します。この際、担当医療機関が健康状況を聞き取り、HER-SYSに代行入力することも可能です。

### (2) 症状の確認

- ・入力内容の確認の結果、症状の出現、悪化等、『有』にチェックがある場合は、患者に連絡を行い、診察の要否について確認をします。

### (3) 受診調整

- ・診察の必要性があると判断した場合は、受診調整を行い、診察につなげます。

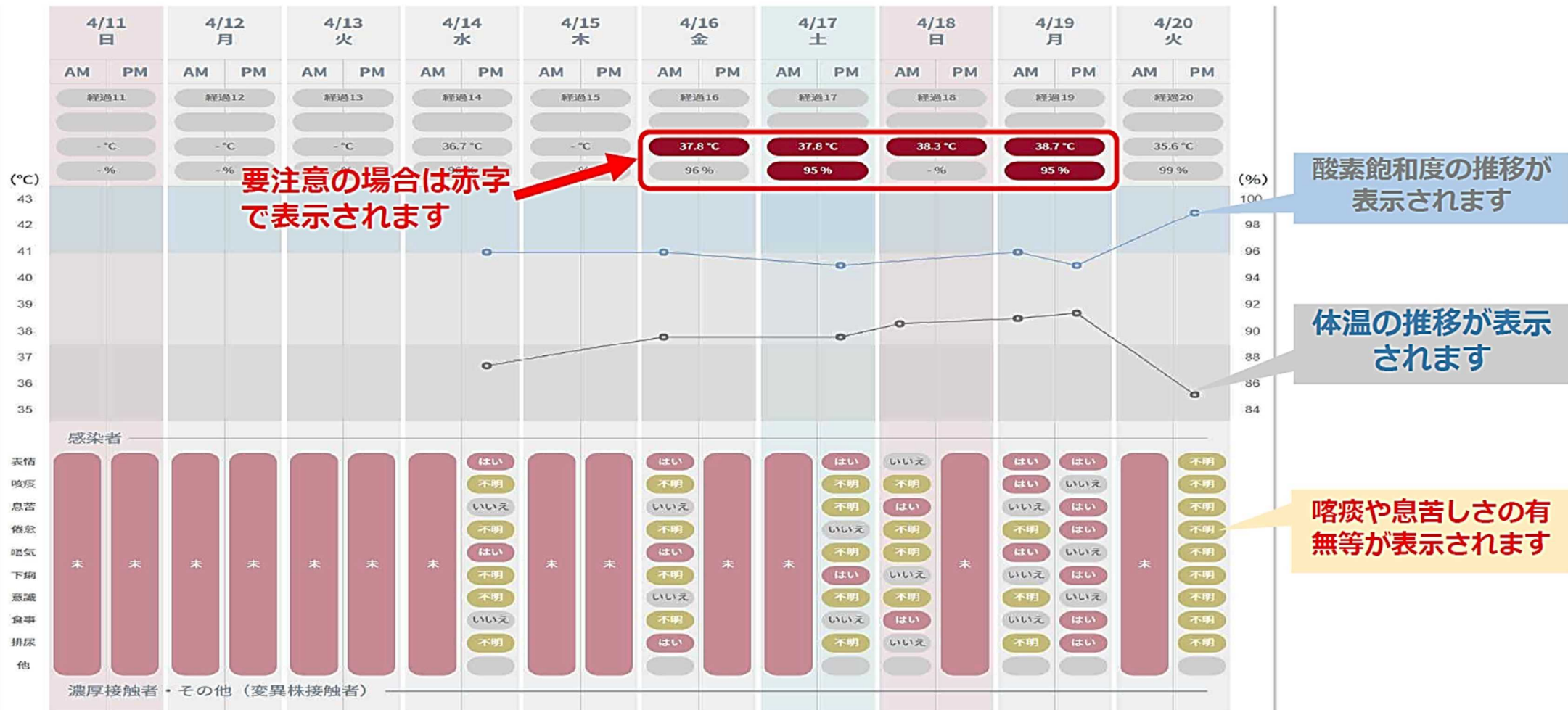
### (4) 他院への受診、入院調整

- ・症状の悪化等、他院への受診や入院が必要と判断した場合は、管轄保健所に連絡をします。

# 健康観察の進め方 ②

## 2 HER-SYSの健康観察画面

HER-SYSでは、このような画面が表示されます。**（保健所での閲覧画面）**  
**「体温」や「酸素飽和度」の推移、「様々な症状の有無」を一目で確認できます。**



## 健康観察の進め方 ③

### 2 健康観察の実施者

- HER-SYSの健康観察入力の有無の確認については、医師、看護師以外の職員が行うことも可能です。
- HER-SYSの症状欄で『有』にチェックが付いている場合、コメントが記載されている場合は、看護師又は医師が内容の確認を行い、必要に応じ、電話等により症状の詳細について聞き取りをお願いします。
- 健康相談については、看護師又は医師による対応をお願いします。

### 3 パルスオキシメーターの貸出し

- 自宅療養者には、保健所からパルスオキシメーターを配付しますので、患者は自分でSpO<sub>2</sub>を測ることができます。  
※小児についても、小児計測用の機器を貸出しします。

## 健康観察期間について

- 担当医療機関に健康観察を依頼する際に、健康観察終了日をお知らせします。
- 健康観察は、症状等の出現、悪化がない場合は、発症後（無症状の場合、検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）後72時間経過すれば終了となります。途中で症状が出現した場合は、観察期間が延長されます。
- 健康観察終了について不明な場合は、保健所にご連絡いただき、確認させていただきます。

### [健康観察の終了の考え方（例）]

- ① 発症後6日目から解熱剤を服用していなくても解熱していたが、10日目に37.4℃の微熱があった。  
→ 解熱剤を服用せずに平熱が72時間継続した場合に、健康観察終了となる。
- ② 発症後10日間経過し、発熱、呼吸器症状はないが、味覚・嗅覚異常や倦怠感が継続している。  
→ 退院基準「発症から10日間を経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）後72時間経過している」を満たしているため、健康観察終了となる。

## 6 症状悪化等の場合の対応について



## 症状悪化等の場合の対応について

### 1 診察について

- 健康観察中、症状が出現、悪化した場合は、必要に応じて診療や薬の処方をしてください。
- 診療方法は、電話、オンライン、外来（ドライブスルー可）、訪問のいずれでも構いません。

### 2 保険証について

- 加入保険（保険証）については、担当医療機関でご確認をお願いします。

### 3 健康観察と保険診療

- 保険診療は、患者からの申し出によるものとなるため、電話での健康相談又は、健康観察の際に保険診療に移行する旨を説明し、患者の了解を得ていただく必要があります。

## 7 入院判断の基準について

## 入院判断の基準について

○自宅療養者の健康観察、健康相談、診療の際に、次の状態にある場合は、入院調整を行いますので、東部保健所までご連絡をお願いします。

- ①安静時SpO<sub>2</sub> 95%以下
- ②高熱が続く（目安としては38℃が3日程度）
- ③食事や水分摂取量の低下が改善してこない
- ④非常に強い症状

（例）ひどい咳で横になれない、倦怠感のため屋内の移動もままならない等

## 事業に関するお問い合わせ

### ○大分県感染症対策課

電 話 097-506-2668

メー ル [a12380@pref.oita.lg.jp](mailto:a12380@pref.oita.lg.jp)

### ○東部保健所健康安全企画課

電 話 0977-67-2511

メー ル [a12080@pref.oita.lg.jp](mailto:a12080@pref.oita.lg.jp)